

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち

木造公共建築物等の整備

<対策のポイント>

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物等の木造化・内装木質化に対し支援します。

補助対象：公共建築物等の木造化・内装木質化

補助率：定額（1／2以内等）

▶木造化：建築工事費の15%以内

ただし、次に該当するものは1/2以内

- CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
- 耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物 等

▶内装木質化：建築工事費の3.75%以内

ただし、木質化事業費の1/2を超えないこと

※ 建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。

事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等

（都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援）

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《公共建築物等の対象施設例》

【教育・学習関係施設】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設



【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

【観光・産業振興関係施設】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設
- （物販施設は対象外）



【公共建築物等の木造化・内装木質化のポイント】

木材利用の波及効果・展示効果の発揮

延べ1000人/年の利用者が見込まれる非営利目的の施設であり、延べ面積が300m²以上であること。

木造化：原則、地域材0.18m³/m²以上であること。

内装木質化：木質化面積が合計300m²以上かつ地域材50%以上であること。

対象施設の耐用年数の残存期間が10年以上あること。

合法性確認木材等の利用促進

グリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用すること。

JAS製材品使用の促進

木造化は、原則、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」の規定に基づき認定されたものを使用すること。

木造化における地域材の計画的な調達の推進

材工分離発注方式は、優先的に支援。

【お問い合わせ先】林野庁木材利用課（03-6744-2626）

<対策のポイント>

輸入木材製品の優位性が高まる中、新たな需要分野として期待される非住宅分野等における消費拡大を推進し、木材製品の国際競争力を高めるため、CLTを活用した建築物の実証、JAS構造材の利用実証や外構部等の木質化の実証等を支援します。

<事業の内容>

1. CLT建築実証支援

CLTを活用した実証的な建築物の建築に向け、地域の関係者等が連携する協議会が策定する建築計画について公募・審査し、実証的建築に係る費用等を支援します。

また、木質建築部材に関する製造コストの縮減や建築物の合理的な設計・建築に関する技術開発等を実施する民間団体等に対し、試験費用等を支援します。

2. JAS構造材実証支援

JAS構造材（製材、CLT、LVLなど）を積極的に活用する気運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」運動の展開を支援するとともに、宣言事業者（建築業者）が、非住宅分野を中心にJAS構造材を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材の調達費の一部を支援します。また、地域でのJAS構造材の供給体制構築等の取組を支援します。

3. 外構部等の木質化対策支援

これまで木材があまり使われていない建築物の外構部等について、木質化を普及するための取組を支援するとともに、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行う場合、木材の調達費等の一部を支援します。

4. 木造公共建築物等の整備

非住宅建築物への更なる木材需要を喚起するため、木造公共建築物等の整備を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

木材製品の消費拡大対策



CLTを活用した設計・建築等の実証

木質建築部材の技術開発



非住宅分野等の建築物へのJAS構造材の活用



木材の新たな需要先として見込まれる木製塀等の普及

【お問い合わせ先】

(1、2の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2294)
 (3、4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2626)

高性能林業機械等の導入（継続）

【令和7年度予算額 6,186,326（6,510,953）千円の内数】

<対策のポイント>

- 1 森林整備の効率的かつ円滑な実施、林業生産の担い手の育成及び林業生産コストの低減を図るために必要な**高性能林業機械等の購入を支援**
- 2 効率的かつ安定的な林業経営を継続的に行うために必要な**高性能林業機械等のリースを支援**

<事業内容>

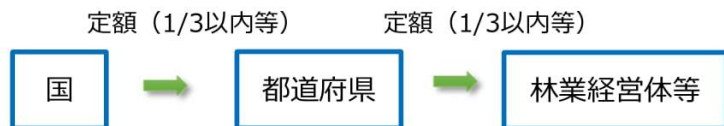
1 高性能林業機械等整備

- ・ 事業内容
 - (1) 林業機械作業システム整備（購入補助）
 - (2) 効率化施設整備
 - (3) 活動拠点施設整備
- ・ 事業実施主体
都道府県、市町村、選定経営体、新たに造林事業を開始する者 等
- ・ 補助率
 - (1) の事業：定額（1/2、4/10、1/3、1/4以内）
 - (2)、(3) の事業：定額（1/2以内）

2 林業経営体育成対策（林業機械リース支援）

- ・ 事業内容：
林業機械のリース支援
- ・ 事業実施主体
都道府県、市町村、選定経営体、新たに造林事業を開始する者 等
- ・ 補助率
定額（1/2、4/10、1/3、1/4以内）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

高性能林業機械等の導入支援

素材生産型



【伐採、造材】
ハーベスタ
プロセッサ 等



【集材、運搬】
フォワーダ
架線式グラップル 等

造林保育型



【地拵え、植付】
マルチャー
資材運搬ドローン 等



林業生産の担い手の育成及び林業生産コストの低減を図る

【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-8055）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち
木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（組替新規）

【令和7年度予算額 6,186,326（6,510,953）千円の内数】

- ・国産材利用への追い風が吹いている中、需要拡大を図るとともに、木材需要に対応できる安定的・持続的な供給体制の構築を通じ、川下から川上まで相互利益を拡大していくことが重要。
- ・このため、木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する施設整備を総合的に支援することにより、国産材利用を推進する。

<事業の内容>

木材の需要拡大及び木材産業の基盤強化を図るため、以下の取組を支援します。

<支援内容>

① 木造公共建築物等の整備

地域材利用のモデルとなるような公共建築物等の木造化・内装木質化に対し支援

② 木質バイオマス利用促進施設の整備

未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材や、未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な供給施設・利用施設の整備を支援

③ 特用林産振興施設等の整備

地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援

④ 木材加工流通施設等の整備

林業・木材産業の生産基盤の強化に資する木材加工流通施設等の整備を支援

<事業実施主体>

地方公共団体、森林組合、民間事業者 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

木材需要拡大・木材産業基盤強化に係る施設を総合的に支援

木造公共建築物等の整備

- ① 教育施設や社会福祉施設など公共建築物等の木造化や内装木質化を支援（**地域材利用や再造林等へ貢献する取組への支援を強化**）



木造・木質化のイメージ

木質バイオマス利用促進施設の整備

- ② 林地残材等の活用、燃料用チップ等の供給、木質バイオマスの熱利用・熱電供給のための施設等の整備を支援（**燃焼灰活用への支援を強化**）



移動式チップパー



木質資源利用ボイラー

特用林産振興施設等の整備

- ③ 特用林産物の生産性向上や品質確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援（**耐震施設の整備等の支援を強化**）



菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備

木材加工流通施設等の整備

- ④ 地域材の供給力強化に向けた木材加工流通施設等の整備を支援（**省人化施設の導入、工場再編等への支援を強化**）



省人化等施設

【お問い合わせ先】 ①の事業 林野庁木材利用課 (03-6744-2626)
 ②の事業 " (03-6744-2297)
 ③の事業 経営課 (03-3502-8059)
 ④の事業 木材産業課 (03-6744-2292)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち 木質バイオマス利用促進施設整備

<対策のポイント>

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組や、地域の関係者の連携の下、森林資源を熱利用や熱電併給により地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」をはじめとした地域一体的な木質バイオマスエネルギー利用体制の構築を重点的に支援します。

■ 未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組は、
補助率1/2（枝葉・短尺材を活用する取組は優先採択）

■ 木質バイオマス供給施設整備

未利用木質資源※1の燃料製造・供給に向けた取組は、
補助率1/3

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、
又は、地域活用要件※2に合致するFIT・FIP発電所への供給を主な目的とし、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※3に基づく取組の場合には、
補助率1/2

また、地域活用要件※2に合致しないFIT・FIP発電施設※4への供給を主な目的とし、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※3に基づく取組でない場合には、
補助率15%

■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

未利用木質資源※1の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は
補助率1/3※5

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、
又は政府が推進する地域一体的な計画※3に基づく取組である場合には、
補助率1/2
（燃焼灰を有効活用する取組は優先採択）

事業実施主体：

地方公共団体、民間事業者等

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業主体へ配分。

《補助対象》

■ 未利用間伐材等活用機材整備

○ 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化
に資する機材の整備

- ・ 移動式チップパー
- ・ 林地残材収集運搬車 等



■ 木質バイオマス供給施設整備

○ 未利用木質資源をエネルギー等として活用
するために必要な施設の整備

- ・ 木質燃料製造施設
- ・ 乾燥施設
- ・ 貯木場 等



■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

○ 未利用木質資源を熱利用・熱電併給
するために必要な施設の整備

- ・ 木質資源利用ボイラー
- ・ 熱利用配管
- ・ 燃料貯蔵庫 等



- ※1 地域の森林由来の木質バイオマスに相当するもの
- ※2 FIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの
- ※3 総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン等に基づく取組である場合
- ※4 出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外
- ※5 FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2297）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち
特用林産振興施設等の整備（拡充）

【令和7年度予算額 6,186,326（6,510,953）千円の内数】

＜対策のポイント＞

地域経済で重要な役割を果たす**特用林産物の生産基盤の整備**を支援するとともに、**生産・加工流通の施設整備**を支援します。

＜事業の内容＞

1. 特用林産物生産基盤整備

伝統工芸品の原料としても重要な特用樹林（コウゾ・ミツマタ・漆等）などの造成、山菜等の発生環境整備、ほだ場造成等を支援します。

2. 特用林産物生産・加工流通施設整備

特用林産物の生産性向上や品質確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援します。
 また、支援にあたり、**地震等自然災害への対策として、耐震施設の整備や止水板の設置等、園芸施設共済等の加入に取り組む事業者への優先採択（ポイント化）**を設定します。

＜事業実施主体＞

森林組合、農事組合法人、きのこ原木等生産者等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

生産基盤整備



漆林の造成



ほだ場の造成（しいたけ）

生産・加工流通施設整備



人工ほだ場の整備



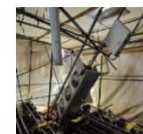
菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備

拡充内容

- 令和6年能登半島地震により、特用林産物関連施設に甚大な被害が発生し、**災害に強い施設整備の実施が急務**
- 国内での**安定的なきのこの生産体制の構築**のためにも、特に菌床きのこの栽培施設の**耐震補強が重要**



【菌床栽培棚の倒壊等（地震）】 【菌床栽培施設に浸水・土砂流入（豪雨）】

【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-8059）

燃油・資材の森林由来資源への転換等対策のうち 特用林産生産資材高騰対策

【令和6年度補正予算額 1,700,048千円の内数】

<対策のポイント>

きのこ生産について、燃油・電気代が高騰していることに加え、原木やおが粉の需給ひっ迫による価格高騰等、生産資材の安定的・効率的な調達が困難な状況となっている。このため、コスト低減等に取り組むきのこ生産者に対し、省エネ化等に資する施設整備や次期生産に必要な生産資材の導入費の一部支援に加え、おが粉の需給マッチング、林畜連携による廃菌床の家畜用敷料や飼料での活用等を支援します。

また、特用林産物の生産コストの上昇を踏まえた価格形成の検討に必要な、流通の各段階におけるコスト構造等の実態調査を実施します。

<政策目標>

国産きのこ類の生産目標（44万t〔令和5年〕→49万t〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 省エネルギー化施設等整備支援

木質資源利用ボイラーやヒートポンプ等省エネ機器※の導入等省エネ化や生産性向上に向けた施設整備を支援します。

※ きのこ生産者の省エネ機器（木質資源利用ボイラー等）への入れ替え支援について、省エネ性能の向上を要件とする。

2. 生産資材導入支援

コスト低減等に取り組むきのこ生産者に対し、価格上昇する原木、おが粉等次期生産に必要な生産資材の導入費の一部を支援※し、体質強化を促進します。

※ 生産資材（原木、種駒、菌床、種菌、おが粉、栄養体等）の価格上昇分の1/2相当を補助（経営費に占める電気代の割合が15%以上の場合、7/10相当まで引き上げ）

3. きのこ生産者の経営安定化に向けたおが粉等の需給マッチング支援

きのこ用おが粉の安定的な調達に向けた、おが粉の需給マッチングに加え、林畜連携による廃菌床の家畜用敷料や飼料での活用等を支援します。

4. コスト構造等の実態調査

特用林産物の生産コストの上昇を踏まえた価格形成の検討に必要な、生産・流通・小売等の各段階におけるコスト構造等の実態調査を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

①省エネルギー化施設等整備支援

木質資源利用ボイラーやヒートポンプ等省エネ機器の導入などコスト低減等に向けた施設整備を支援



木質資源利用ボイラー



ヒートポンプ

②生産資材導入支援

次期生産に必要な原木、おが粉等生産資材の導入費の一部を支援



原木



おが粉



菌床

③きのこ生産者の経営安定化に向けたおが粉等の需給マッチング支援

きのこ生産者や畜産事業者による、おが粉や廃菌床の需給マッチングの仕組みの構築等を支援



おが粉等の需給マッチングの構築

④コスト構造等の実態調査

特用林産物の生産・流通・小売等の各段階におけるコスト構造等の実態を調査



特用林産物のコスト構造実態調査

スギ材の需要拡大

【令和6年度補正予算額 5,634,710千円の内数】

<対策のポイント>

「伐って使って植えて育てる」循環利用の加速化に向けた川下の需要拡大のため、横架材のスギ材への置換えに資する集成材工場等の整備、住宅分野におけるスギ JAS 構造材等の利用促進、スギ材の活用に向けた技術開発、建築物へのスギ材利用の機運の醸成を促進する取組等を支援します。

<事業の内容>

1. 花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備

スギ材の利用拡大に向け、集成材等の製品を効率的かつ安定的に生産・供給できる木材加工流通施設における加工機械の導入等を支援します。また、スギ材の増産等による需給緩和に備え、ストック機能強化のための製品保管倉庫や原木ストックヤードの整備等を支援します。

2. 花粉症対策木材利用促進

住宅分野でのスギ材の需要を拡大するため、中小工務店等におけるスギ JAS 構造材等の利用の促進を支援します。

3. 花粉症対策木材の活用に向けた技術開発

地震災害の発生や改正建築基準法令を踏まえた、高耐久性な住宅での活用を含め、スギ材の利用拡大に向けた製品の開発や製造の低コスト化、設計や建築に係る技術開発等の取組に対して支援します。

4. 花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成

スギ材を活用した建築物の木造・木質化等を促進するイベントの開催や SNSを活用した情報発信など、機運の醸成を図る取組を支援します。

<事業イメージ>

川中におけるスギ材製品供給

花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備

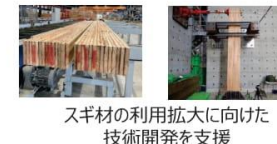


川下におけるスギ材利用

花粉症対策木材利用促進



花粉症対策木材の活用に向けた技術開発



花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成

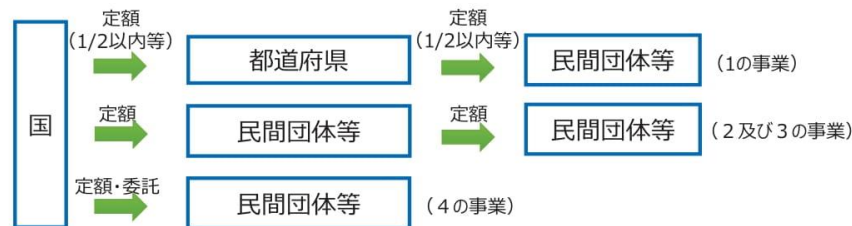


スギ材の需要拡大による発生源対策の計画的な推進

【お問い合わせ先】

(1～3の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2293)
(4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2298)

<事業の流れ>



林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち

林業・木材産業の生産基盤強化＜一部公共＞

【令和6年度補正予算額 45,852,821千円の内数】

＜対策のポイント＞

木材産業の体質強化に向けて、**木材加工流通施設の整備**を支援するとともに、原木の低コストかつ安定的な供給のための**路網整備**、**高性能林業機械等の導入**、**再造林の低コスト化**、**搬出間伐の実施**等を支援します。

＜事業の内容＞

1. 路網整備・機能強化、搬出間伐等の実施＜一部公共＞

林業の生産基盤である**路網の整備・機能強化**を支援するとともに、原木供給力の強化に向けた**搬出間伐等の実施**を支援します。

2. 高性能林業機械等の整備

林業の生産性の向上に資する高性能林業機械等の導入を支援します。

3. 再造林の低コスト化

森林資源の安定確保に資する**再造林の低コスト化**の取組を支援します。

4. 木材加工流通施設の整備

生産性向上や競争力のある木材製品の生産に向けた**木材加工流通施設の整備**を支援します。

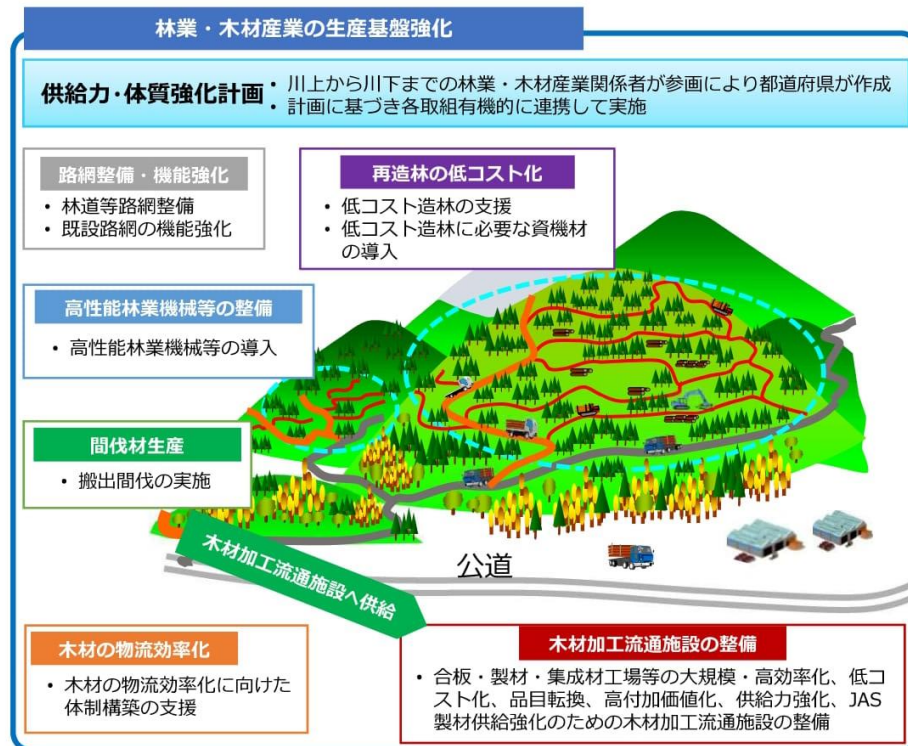
5. 木材の物流の効率化に向けた体制構築

川上・川中事業者等の連携による**木材の物流効率化に向けた取組**を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】

（1、3の事業）	林野庁整備課	（03-6744-2303）
（2の事業）	林野庁経営課	（03-3502-8055）
（4、5の事業）	林野庁木材産業課	（03-6744-2292）

強い農業づくり総合支援交付金

【令和7年度予算額 11,952 (12,052) 百万円】

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援**します。また、**産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援**します。

<事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t〔平成29年〕→145万t〔令和12年まで〕）
- 物流の効率化に取り組む地域を拡大（155地域〔2028年度まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕 等

<事業の内容>

1. 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援**します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に**必要な産地基幹施設の再編等**を支援します。

② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な**施設の整備等**を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要な**ストックポイント等の整備**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】

（1、2の事業） 農産局総務課生産推進室 （03-3502-5945）
（3の事業） 新事業・食品産業部食品流通課 （03-6744-2059）

産地生産基盤パワーアップ事業

【令和6年度補正予算額 11,000百万円】

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等を支援**します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

1. 新市場獲得対策

- ① 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等**を支援します。
- ② 園芸作物等の先導的取組支援**
園芸作物等について、**需要の変化に対応した新品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。

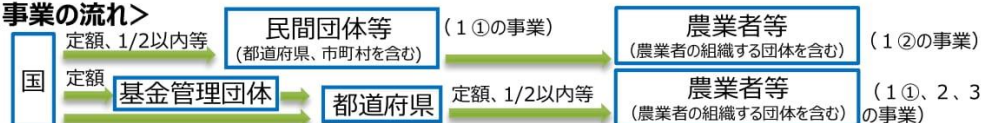
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① 生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- ② 全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

<事業の流れ>



※共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

<事業イメージ>

農業の国際競争力の強化

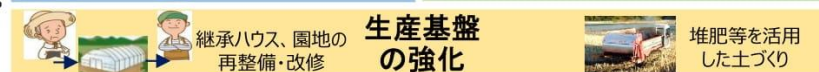
輸出等の新市場の獲得

産地の収益性の向上

新たな生産・供給体制



収益力強化への計画的な取組



【お問い合わせ先】

- | | | |
|------------|-------------|----------------|
| (1①、2の事業) | 農産局総務課生産推進室 | (03-3502-5945) |
| (1②、3①の事業) | 園芸作物課 | (03-6744-2113) |
| (1②の事業) | 果樹・茶グループ | (03-6744-2117) |
| (3②の事業) | 農業環境対策課 | (03-3593-6495) |

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち

地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和7年度予算額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人〔令和7年度まで〕）
- 地域資源活用価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

【事業期間：3年間（上限5年間）、交付率：1/2等】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

【事業期間：1年間、交付率：3/10等】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2

- ※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要
- ①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
 - ②農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
 - ③都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



【お問い合わせ先】

（1の事業） 農村振興局地域整備課 （03-3501-0814）
 （2の事業） 都市農村交流課 （03-6744-2497）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進・整備事業 （農泊推進型）

【令和7年度予算額 7,389（8,389）百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数）

<対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備**や**経営の強化**、食や景観の**観光コンテンツ**としての磨き上げ、国内外への**プロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備**等を一体的に支援します。また、**農泊施設の避難所等**としての活用を推進します。

<事業目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業等

農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの開発**、**Wi-Fi等の環境整備**、**新たな取組に必要な人材確保**等を支援します。【事業期間：上限2年間】

ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取り組む地域を支援します。【交付率：定額（上限500万円/年）】

イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。

【交付率：定額（上限（250万円（年基準額）×事業期間））】

ウ 人材活用事業【交付率：定額（研修生タイプの場合は上限250万円、専門家タイプの場合は上限650万円）】

② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**ニーズ調査**等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）※1

① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※2）】

（※2 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

② 農家民泊等における小規模な改修を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民宿へ転換する場合は上限100万円を加算）】

※1 地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合、①に関し上限200万円を、②に関し上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算

<事業の流れ>



※下線部は拡充事項

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

<事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



専門家の派遣・指導



宿泊施設予約システムの構築



避難所等としての活用



古民家等を活用した施設の整備

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち

地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

【令和7年度予算額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術の習得**、障害者等に農業体験を提供する**ユニバーサル農園※**の開設、**農福連携を地域で広げるための取組**、障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた普及啓発**、都道府県による**専門人材育成の取組**等を支援します。

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し
農業体験を提供する農園

<事業目標>

農福連携等に取り組む主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、作業工程のマニュアル化、**ユニバーサル農園の開設**、**移動式トイレの導入**、**農福連携を地域で広げるための取組**等を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限：150万円/年、経営支援又は地域協議会の設立及び体制整備300万円/年、作業マニュアルの作成等）に取り組む場合は初年度の額に40万円加算可能）】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な横展開に向けた取組**、農福連携の**定着に向けた専門人材の育成等**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】

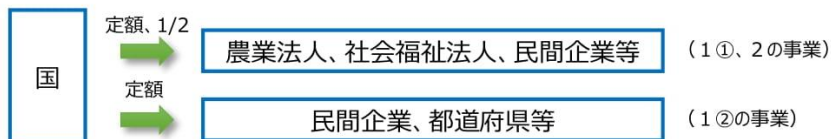
2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産施設**、**ユニバーサル農園施設**、**安全・衛生面に係る附帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限：簡易整備200万円、高度経営1,000万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】

※下線部は拡充事項

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修



養殖籠補修・木工技術の習得



移動式トイレの導入



ユニバーサル農園の開設

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発に係る取組



人材育成研修

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）



農業生産施設(水耕栽培ハウス)



苗木生産施設



養殖施設



休憩所、トイレの整備



園地、園路整備



処理加工施設

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

浜の活力再生・成長促進交付金

【令和7年度予算額 1,952（1,952）百万円】

<対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策、海業推進等の取組を支援**します。

<政策目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上〔取組開始年度から5年後まで〕）

<事業の内容>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用等**を支援します。

2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、種苗生産施設や養殖関連施設の整備**やプラン策定地域における**密漁防止対策等**を支援します。

3. 海業推進事業

海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、**漁港漁村の就労環境改善・強靱化や交流促進に資する整備**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設

<ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止等を支援

3. 海業推進事業

<ハード事業>

- ・漁港漁村の就労環境改善・強靱化、海業推進等に必要な整備を支援

【お問い合わせ先】水産庁防災漁村課（03-6744-2391）

優良木造建築物等整備推進事業

継続

令和7年度当初予算：
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(373.40億円)の内数

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

● 補助対象事業者

民間事業者等

● 補助率・補助限度額

【調査設計費】木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】木造化による掛増し費用の1/3以内

(ただし算出が困難な場合は建設工事費の7%以内)

【補助限度額】合計2億円

※先導的なプロジェクトの場合は、補助率及び補助限度額を引き上げ

● 補助要件

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用すること
- ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められること
- ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途であること
- ④ 木造建築物の普及啓発に関する取組がなされること
- ⑤ ZEH・ZEB水準に適合すること
- ⑥ 伐採後の再生林や木材の再利用等に資する取組がなされること 等

※先導的なプロジェクトの場合は、有識者委員会で先導性を評価されること

【補助対象イメージ】



地上9階建て混構造事務所

【出典】熊谷組HP

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）

デコ活
くらしの中のエコがけ



【令和7年度予算額 3,820百万円（4,719百万円）】

【令和6年度補正予算額 4,800百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- ・ 2050年カーボンニュートラル実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ・ 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（経済産業省連携事業）
 - ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
 - ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
- (2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部経済産業省、国土交通省連携事業）
 - ①LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業
 - ②ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業
- (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業
- (4) 水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）
- (5) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）・委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 ほか 電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (経済産業省連携事業)



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

②既存建築物のZEB化普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

ZEBの更なる普及拡大のため、新築／既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること、建築基準法における耐震基準を満たすこと、浸水想定区域外であること等。

◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業等。

◆採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する場合等。

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 対象外
2,000㎡～10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 1/2

※1 ①②について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※2 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①②2/3～1/4 (上限3～5億円)
- 補助対象 地方公共団体※1、民間事業者・団体等※2
- 実施期間 令和5年度～令和10年度

お問合せ先：環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室

電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部経済産業省、国土交通省連携事業）



LCCO2削減を重視した新築業務用施設のZEB化に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野においてZEB化を促進するにあたり、運用時の脱炭素化のみならず建築物のライフサイクルを通じて脱炭素化を目指す先導的な建築物への支援によって2050年のカーボンニュートラル実現をリードする。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリーの技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

① LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業（経済産業省、国土交通省連携事業）

建築物の運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO2（ライフサイクルCO2：LCCO2）を削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物の普及拡大のため、下記の要件を満たす建築物についてZEB化に資するシステム・設備機器等※1の導入を支援する。

- ◆補助要件：ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たし、（1）事業と同様にエネルギー管理体制の整備、ZEBリーディング・オーナーへの登録、ZEBプランナーの関与等がある上で、LCCO2の算出及び削減、再エネの導入等を要件とし、付随する運用時の先導的な取組も採択時に評価する。
- ◆特に評価する先導的な取組：災害に対するレジリエンス性の向上、自営線を介した余剰電力の融通、建材一体型太陽光電池の導入 等
- ◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
 - ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

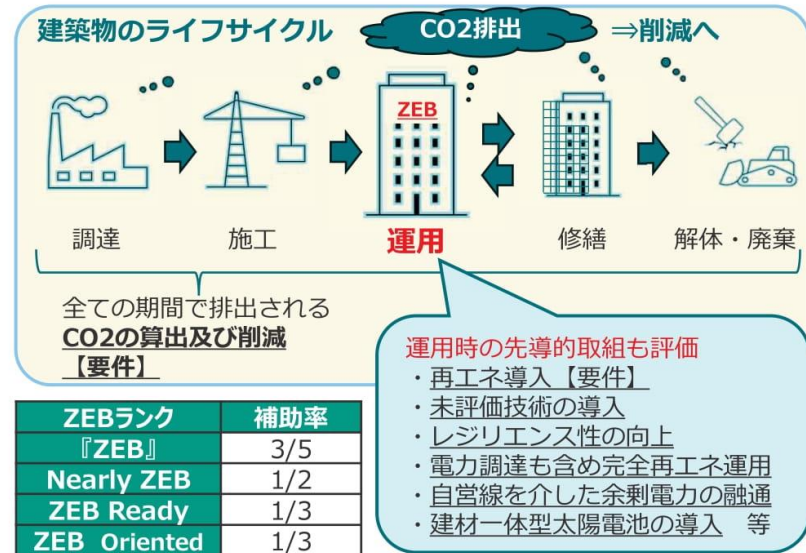
② ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業（3/5～1/3（上限5億円））②委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体※2、民間事業者、団体等※3
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ



- ※1 EV等（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。
- ※2 ①について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。
- ※3 ①について、延べ面積において10,000㎡以上については民間事業者・団体等は対象外。

戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業 （経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和7年度予算額 5,550百万円（7,550百万円）】

【令和6年度補正予算額 940百万円の内数】

戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

- 災害時でも電力が確保でき、ヒートショック対策にもなる健康で快適なZEH（ゼッチ）の普及や高断熱化の推進。
- 住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を一層促進し、「ウェルビーイング／高い生活の質」の向上につなげる。
- 2030年度の家計部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献。

2. 事業内容

- 戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。
 - 戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する定額補助：55万円/戸
 - ZEH以上の更なる省エネと断熱等級性能6以上の外皮性能を満たした上で、省エネ機器の制御や設備の効率性の運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：90万円/戸
 - 上記①、②の戸建住宅のZEH、ZEH+化に加え、蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台）等
 - 上記②の戸建住宅のZEH+化については、高度エネマネ、おひさまエコキュート、EV充電設備を導入する場合も別途補助：高度エネマネ定額2万円/戸等
- 既存戸建住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限120万円/戸。蓄電システム、電気ヒートポンプ式給湯機等に別途補助）
- 省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

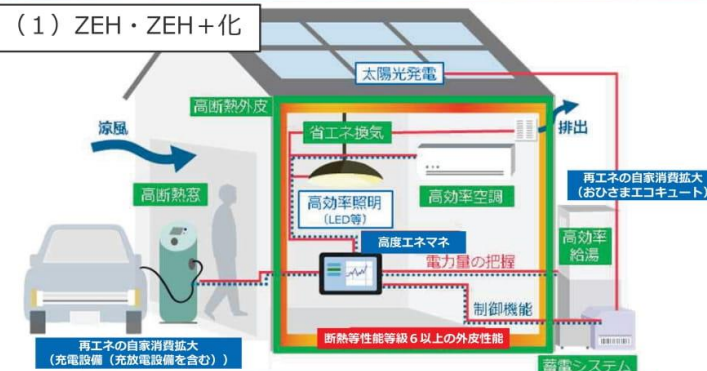
※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化（断熱等性能等級5に相当。）と高効率設備によりできる限りの省エネルギー（一次エネルギー消費量等級6に相当。）に努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ること、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅。

3. 事業スキーム

- | | | |
|------------|----------------|---------------|
| ■ 事業形態 | (1) (2) 間接補助事業 | (3) 委託事業 |
| ■ 補助対象・委託先 | (1) (2) 住宅取得者 | (3) 民間事業者・団体等 |
| ■ 実施期間 | 令和3年度～令和7年度 | |

4. 補助対象の例

(1) ZEH・ZEH+化



①ZEH補助対象

②ZEH+：外皮性能の更なる強化＋2要素のうち1要素以上を採用

(2) 断熱リフォーム



集合住宅の省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）



【令和7年度予算額 2,950百万円（3,450百万円）】

【令和6年度補正予算額 940百万円の内数】

集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

1. 事業目的

- 災害時でも電力が確保でき、ヒートショック対策にもなる健康で快適なZEH（ゼッチ）の普及や高断熱化の推進。
- 住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を一層促進し、「ウェルビーイング／高い生活の質」の向上につなげる。
- 2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献。

2. 事業内容

- (1) 集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。
- ① 新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助※1：40万円/戸
 - ② 新築中層ZEH-M（4、5層）への定額補助※1：40万円/戸※2
 - ③ 新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助※1,3：補助率1/3以内（上限40万円/戸※2）
 - ④ 上記に蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、先進的再エネ熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）など
- (2) 既存集合住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸））
- (3) 省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

- ※1 水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。
- ※2 断熱等性能等級6以上かつ1次エネルギー▲30%以上を達成した場合、新築中層ZEH-Mは定額50万円/戸、新築高層ZEH-Mは上限50万円/戸。
- ※3 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業については、優先採択枠を設ける。

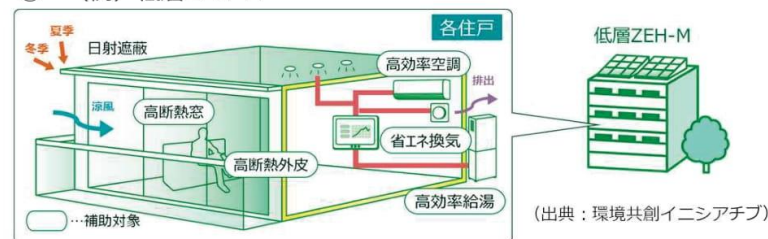
3. 事業スキーム

- | | | |
|------------|----------------|---------------|
| ■ 事業形態 | (1) (2) 間接補助事業 | (3) 委託事業 |
| ■ 補助対象・委託先 | (1) (2) 住宅取得者 | (3) 民間事業者・団体等 |
| ■ 実施期間 | 平成30年度～令和7年度 | |

4. 補助対象の例

(1) 省エネ・省CO2化

①～③ (例) 低層ZEH-M



④①～③に併せて蓄電システムを導入、CLTを一定量以上使用等に別途補助

(2) 断熱リフォーム

